



平成27年度は固定資産税の評価替えの年です。

詳しくは、資産税課にお問い合わせください。

問 豊資産税課家屋担当 電話 72・3111(代) FAX 72・8340



固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在、土地、家屋、償却資産などの「固定資産」を所有している人が、その所在する市町村に納めていただく税金です。

固定資産のうち、土地と家屋は3年に一度、基準年度ごとに「評価替え(評価の見直し)」を行っています。本年度の土地・家屋の評価替えの内容をお知らせします。

土地の評価替え

より公平・公正な課税のため、次のとおり見直しました。このため、一部の土地では評価額や税額が増減が生じることがありますが、ご理解をお願いします。

●課税地目 現地調査や航空写真を活用し

家屋の評価替え

家屋は総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき、3年ごとに建築資材・物価変動などを反映して算出します。そのため、床面積の変更などの異動がない限り、3年間は同じ評価となります。平成27年度の評価替えは、前年度の再建築価格(※1)に再建築費評価点補正率(※2)を乗じて、再建築費評価点を求めることとされています。

●用語解説

●(※1)再建築価格 評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費です。

●(※2)再建築費評価点補正率 平成25年7月現在の物価水準により算定した工事原価に相当する費用の平成22年7月現在の当該費用に対する割合を基礎として定めたものです。

納税通知書を発送します

平成27年度の固定資産税納税通

て、土地の現況・利用状況等の調査を行い、見直しました。

●雑種地の補正率

これまで、雑種地のうち、宅地の価格から比準して評価額を求める土地(宅地介在雑種地、駐車場、資材置場等)は、「市街化区域」と「それ以外の区域」に区分して適用する補正率を定めていました。

しかし、平成24年12月の都市計画法による区域区分(線引き)廃止を受けて、適用する補正率とその区分を見直しました。具体的には、補正率の適用区分を「都市計画法上の用途地域及び市街地宅地評価法を採用する区域」と「その他の区域」に分け、適用する補正率は、全市的な評価額のバランス等を総合的に勘案して見直しました。

知書は、4月9日(木)頃に郵送する予定です。同封の課税明細書で内容をご確認ください。

●固定資産税の納期限

- 第1期 4月30日(木)
- 第2期 7月31日(金)
- 第3期 12月25日(金)
- 第4期 平成28年2月29日(月)

縦覧帳簿の縦覧

自分の所有する固定資産と、他の固定資産を比較するため、土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できます。

●期間

4月1日(水)～30日(木) (開庁日の午前8時30分～午後5時15分)

●場所

豊科支所内資産税課

●縦覧できる人

平成27年度市内の土地または家屋の固定資産税の納税者

●持ち物

▽本人の縦覧は、本人であることを確認できるもの(運転免許証など)

▽代理人の縦覧は、本人からの委任状と代理人を確認できるもの(運転免許証など)

●手数料 無料

●私道の補正率

課税の対象となる私道は、付近の宅地の価格から比準して評価額を求めています。他の地目の土地との評価額および税負担のバランス等を考慮し、減価の割合が大きくなるように補正率を見直しました。これにより、私道の評価額は減少します。

なお、この見直しによって免税点(※1)未達となり、平成27年度から土地の固定資産税が課税されなくなる場合があります。

●路線価評定表

路線価の評定に用いる街路の幅員、公共施設への距離等の基礎データを再計測しました。その結果、評定表における格差率が変わり路線価が上昇する路線があるため、評価額や税額が上昇する土地があります。(実際の街路で幅員等の状況に変化のない路線でも、路線価が上昇する場合があります。)

●用語解説

●(※1)免税点 市内で同一の者が所有する土地の課税標準額の合計が、免税点(30万円)に満たない場合、土地の固定資産税は課税されません。

固定資産課税台帳の閲覧

平成27年度の課税台帳の閲覧ができます。

●開始日

4月1日(水) (開庁日の午前8時30分～午後5時15分)

●場所

豊科支所内資産税課、各支所地域課地域担当

●持ち物

▽本人の閲覧は、本人であることを確認できるもの(運転免許証など)

▽代理人の閲覧は、本人からの委任状と代理人を確認できるもの(運転免許証など)

▽借地借家人が該当する固定資産の課税台帳を閲覧する場合は、賃貸借契約書など、当該資格を証明する書面

●手数料

一名義ごと300円

※縦覧期間中は無料

固定資産税の調査

税負担の公平の観点から、土地は現況地目調査を、家屋は特定調査(全棟調査)を随時進めています。ので、ご協力をお願いします。

4月12日(日)は、県議会議員一般選挙の投票日

- 投票時間 午前7時～午後8時(第19投票所(大口沢公民館)は午後6時まで)
 - 投票所 お住まいの場所により指定されます。昨年12月の衆議院総選挙とは投票所が変更となっている地区がありますので、郵送される「投票所入場券」をご確認の上、投票所にお出掛けください。
- ※立候補者数が議員定数(2人)を超えない場合は、無投票となります。
無投票の場合、投票所入場券や選挙公報の配布はありません。



期日前投票は、4月4日(土)～11日(土)

- 投票時間 午前8時30分～午後8時
 - 期日前投票所 ▷新本庁舎(県安曇野庁舎から変更)▷穂高支所▷三郷支所▷堀金支所▷明科公民館
- 問 選挙管理委員会事務局 電話 71・2000(代) FAX 72・9266

農地台帳の公表

4月から農地台帳と農地地図情報の公表が法律で定められ、誰でも農業委員会窓口やインターネットで農地の面積や地番などの基本情報を閲覧できるようになります。地番、面積、地目などは公表されますが、所有者、耕作者の住所は公表されません。公表項目の詳細は、農業委員会事務局にお問い合わせください。
農業委員会では、今後も最新の情報を更新していきますので、農地台帳の整備に伴う調査などにご協力をお願いします。
問 農業委員会事務局 電話 77・3111(代) FAX 77・6060

不動産評価等の無料相談会

一般社団法人長野県不動産鑑定士協会と公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会の共催による不動産評価等の無料相談会が開催されます。
●日時 4月2日(木) 午前10時～正午、午後1時～4時
●場所 松本市役所本庁舎 4階第2応接室
●申し込み 不要
問 (一社)長野県不動産鑑定士協会 電話 026・225・5228